

平成27年度

第8回千葉市農業委員会農地部会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会農地部会議事録

平成27年11月27日、千葉市農業委員会農地部会長 伊原 茂久は、平成27年度第8回農地部会を千葉中央コミュニティセンター2階第28会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について（一時転用）	1件
議案第4号	相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について	10件
議案第5号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	2件
議案第6号	千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について	11件
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	2件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	15件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	33件
報告第4号	地目変更について	11件
報告第5号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	11件

<出席委員> (14名)

1番	伊原茂久 (農地部会長)	2番	小川正義
3番	石井一也	4番	高澤義信
5番	西郡高夫	6番	長谷川政美
7番	小川友安	8番	小川政二
9番	田中和夫 (職務代理者)	12番	浅川政明
13番	安井誠一	14番	植草隆晴
16番	花島豊勇	17番	市原孝

<欠席委員> (3名)

10番	中島賢治	11番	野崎好知
15番	蛭田浩文		

<事務局説明員>

事務局長	朝生智明	次長	楠原弘
次長補佐	御園えみ子	農業振興班長	小川剛
農地指導班長	角田一郎	農地審査班長	福島悟

開 会 （午後 1 時 3 0 分）

議 長
(伊原茂久部会長)

ただ今から平成 2 7 年度第 8 回農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は、1 7 名中、1 4 名出席ですので、会議は成立しております。

日程第 1 の議事録署名人の選任の件でございますが、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。1 3 番・「安井 誠一」委員、1 4 番・「植草 隆晴」委員のご両名をお願いいたします。

それでは、日程第 2 の議事に入らせていただきます。

それでは、日程第 2 の議事に入らせていただきます。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

第 2 分科会委員長、ご説明願います。

第 2 分科会委員長
(市原孝委員長)

ご説明いたします。

お手元の資料の 1 - 1 を併せてご覧ください。

本案件は、第 1 項の権利者であります若葉区中野町の農業生産法人が、義務者であります習志野市在住の方が所有する若葉区中野町の農地を、経営規模を拡大するため売買により取得したいとするものです。申請地の取得後の作目は飼料用トウモロコシを予定しております。

第 2 分科会としましては、農地法第 3 条第 2 項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、また、同法第 2 条第 3 項各号の「事業要件」、「構成員要件」及び「役員要件」に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長 (伊原茂久部会長)	ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。
議長	——— 質問・意見等無し ———
議長 (伊原茂久部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議長	——— 挙手 ———
議長 (伊原茂久部会長)	賛成全員でございますので、議案第1号は許可と決定いたします。
	次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 第2分科会委員長、ご説明願います。
第2分科会委員長 (市原孝委員長)	ご説明いたします。 はじめに第1項です。 お手元の資料の2-1を併せてご参照願います。 本案件は、専用住宅用地とするものです。 申請地は、京成千原線大森台駅から南へ約800mに位置する農地です。 農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。 被害防除は、排水関係につきましては、汚水は合併浄化槽より道路側溝に接続し、雨水は雨水桝により流出を抑制し、道路側溝に接続します。 周囲は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。 次に、第2項です。資料の2-2をご参照願います。 本案件は、貸駐車場用地とするものです。 申請地は、京葉道路武石インターチェンジから北へ約400mに位置する農地です。 農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透により処理します。

周囲は、ブロック・フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

第2分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(伊原茂久部会長)

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

議長

————— 質問・意見等無し —————

議長
(伊原茂久部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議長

————— 挙手 —————

議長
(伊原茂久部会長)

賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について（一時転用）」を上程いたします。

第2分科会委員長、御説明願います。

第2分科会委員長
(市原孝委員長)

御説明いたします。

本件は、今年2月の農地部会で審議し、3月18日付で許可した農地法第5条に基づく一時転用の、計画変更に係る案件です。

申請地は、若葉区小間子町の畑、合計面積4,931平方メ

一トルで、転用目的は砂利置場用地、権利者は中央区市場町に本社を置く法人、義務者は八街市在住の農家の方です。当初、本年12月20日までの許可を出しておりますが、これを、来年11月30日まで延長したい、というものです。

資料3-1の位置図を御覧ください。申請地は、千葉経済学園小間子運動場の北東約200メートルに位置する農地で、第1種農地です。申請地の近くに、以前から産業廃棄物最終処分場がありますが、この処分場が区域拡張するのに伴い、当該区域の地盤を深く掘り下げる必要があり、それに伴い発生する土砂や砂利を、申請地の農地に一時的に堆積したい、というものです。この地盤の掘り下げは、発生する土砂や砂利を販売等の目的に供することとしているため、砂利採取法に基づく砂利採取事業として始まったものですが、天候不良等の理由により、予定どおり掘削が進んでいないことから、現在、市に対して、約1年間の事業期間延長の変更申請が出されております。今回の農地法の許可期間変更申請も、これと連動したものとなっております。

議案書にお戻りください。変更となるのは期間のみで、転用面積や被害防除等の変更はございません。

第2分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(伊原茂久部会長)

事務局より、補足説明をお願いします。

事務局

分科会で御質問のありました事項について、補足説明いたします。

まず、申請地に堆積する砂利の量ですが、最大で約6,300立米となっております。なお、隣接の砂利採取地からの搬入と、外への搬出とが同時進行しているため、堆積量は絶えず変化しております。

次に、被害防除についてですが、本件は、市の土砂条例の適用対象外ですが、堆積により生じる法面の角度を最大で約30度に設定するなど、同条例等に定める一時堆積の基準を満たした方法で行うこととしております。既に、事業が始まってから半年以上が経過しており、事務局で定期的に現場を視察しておりますが、この間、安全面で問題は生じておりません。

	<p>以上でございます。</p>
<p>議長 (伊原茂久部会長)</p>	<p>ただいまの、第2分科会委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。</p>
<p>議長</p>	<p>————— 質問・意見等無し —————</p>
<p>議長 (伊原茂久部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。 第2分科会委員長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議長</p>	<p>————— 挙手 —————</p>
<p>議長 (伊原茂久部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第3号は、承認と決定いたします。</p>
<p>第2分科会委員長 (市原孝委員長)</p>	<p>次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について」を上程いたします。 第2分科会委員長、御説明願います。</p>
<p>第2分科会委員長 (市原孝委員長)</p>	<p>御説明いたします。 本案件は、千葉東税務署管内の20年経過予定案件です。 第1項・第2項は、植草 隆晴委員、第3項・第4項は、長谷部 衡平委員、第5項から第7項は、猪野 幹夫委員、第8項は、西郡 高夫委員、第9項は、宮崎 一雄委員、第10項は、浅川 政明委員が、それぞれ現地調査を行いました。 その結果、第1項・第2項・第8項の各一部が非農地、第3項の一部が不耕作、第4項・第9項・第10項の各一部に農業用施設等が設置されておりましたが、それ以外は、すべて農業相続人自ら耕作の用に供していることを確認いたしました。 担当委員から現地調査結果報告書が農地部会長あてに</p>

提出されております。

第2分科会といたしましては、この内容で千葉東税務署へ報告することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(伊原茂久部会長)

事務局より、補足説明をお願いします。

事務局

御説明いたします。

分科会で、納税猶予の特例を受けた後、農業用施設を設けた場合の扱いについて、御質問がございました。この場合については、租税特別措置法で定める例外的な転用に該当するため、猶予が打ち切りとなることはございません。

以上でございます。

議長
(伊原茂久部会長)

ただいまの、第2分科会委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

議場

————— 質問・意見等無し —————

議長
(伊原茂久部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第2分科会委員長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

————— 挙手 —————

議長
(伊原茂久部会長)

賛成全員でございますので、議案第4号は、承認と決定いたします。

次に、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者

第2分科会委員長
(市原孝委員長)

証明願について」を上程いたします。

第2分科会委員長、御説明願います。

本案件は、地元農業委員による現地調査案件です。

第1項は、農地基本台帳及び10月13日の現地調査により、買取り申出者の次男が農業の主たる従事者であったことを、小川 友安委員に確認していただきました。

第2項は、農地基本台帳及び10月27日の現地調査により、買取り申出者本人が農業の主たる従事者であったことを、私が確認いたしました。

このことについて、農地部会長あてに現地調査結果報告書が提出されております。

第2分科会といたしましては、特に問題はないものと判断し、主たる従事者証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(伊原茂久部会長)

ただいまの、第2分科会委員長の説明について、質問、意見等ございますか。

議長

————— 質問・意見等無し —————

議長
(伊原茂久部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。

第2分科会委員長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議長

————— 挙手 —————

議長
(伊原茂久部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号は、承認と決定いたします。

議長
(伊原茂久部会長)

次に、議案第6号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。

それでは、第2分科会委員長ご説明をお願いします。

第2分科会委員長
(市原孝委員長)

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

第1項は、若葉区中野町在住の方の所有する、同町の畑2筆、合計面積1,388㎡を同町在住の方に所有権を移転するもので、対価は10aあたり46万8千円です。

第2項及び第3項は、権利者が同一のため、一括してご説明いたします。若葉区上泉町在住の農家の方が、同町在住の方、他1名の所有する、同町及び同区下泉町の田3筆、並びに下泉町の畑1筆、合計面積6,107㎡に引き続き賃借権を設定するもので、設定期間はそれぞれ10年です。

第4項は、若葉区若松町の農業生産法人が、稲毛区小仲台在住の方の所有する、若葉区若松町の畑3筆、面積6,226㎡に引き続き賃借権を設定するもので、設定期間は6年です。

第5項から第11項は、権利者が同一のため、一括してご説明いたします。若葉区谷当町在住の農家の方が、同町在住の方、他6名の所有する同町の田20筆、合計面積

38,467㎡に賃借権を新規に設定するもので設定期間は第5項から第10項が10年、第11項が6年です。

第1項から第11項までの合計面積は52,188㎡です。本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

第2分科会といたしましても、利用権の受け手要件に適

合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(伊原茂久部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、第2分科会委員長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

議長

——— 質問・意見等なし ———

議長
(伊原茂久部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。

第2分科会委員長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長
(伊原茂久部会長)

賛成全員（賛成多数）でございますので、議案第6号は、原案どおり決定いたします。

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第5号までを一括して上程いたします。事務局より説明願います。

事務局

報告案件についてご説明いたします。

議案書の17ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、2件ございました。

続きまして、議案書の18ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、議案書の21ページまでに15件ございました。

続きまして、議案書の22ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、議案書の26ページまでに33件ございました。

第1号から第3号のいずれも、内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の27ページをご覧ください。

報告第4号「地目変更について」は、議案書の29ページまでに11件ございました。

農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

続きまして、議案書の30ページをご覧ください。

報告第6号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、議案書の31ページまでに、11件ございました。

10月28日に諮問し、11月13日に開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

他法令（都市計画法）が関係する案件につきましては、関係部局と調整のうえ、許可指令書を交付いたします。

報告案件につきましては、以上でございます。

議長
(伊原茂久部会長)

ただいまの報告第1号から第5号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

議長

——— 質問・意見等無し ———

議長
(伊原茂久部会長)

質問、意見等無いようです。これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと思います。と存じます。

以上をもちまして、平成27年度第8回農地部会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 （午後1時45分）